

【小学校に通う前のお子さんがある世帯を対象とした調査】 事業内容と利用料

※令和元年（2019年）10月から、「幼児教育・保育の無償化」が実施され、3歳から5歳までの保育料は無償となっています。施設ごとの詳細は、下記の表をご覧ください。

※利用料は現時点でのものであり、将来的に施設、事業によっては変更されるものがあります。

※保育施設等の利用には、「保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない」という、利用要件（「保育の必要性」）が必要です。

名称	事業の内容と利用料	問い合わせ先
幼稚園	幼稚園は学校教育法に定められた「学校」で、幼児教育を行っています。市内には、公立5園、私立9園があります。 ■公立幼稚園、子ども子育て支援新制度に移行した私立幼稚園については、保育料は無償（月額0円）です。 ■新制度に移行していない私立幼稚園の保育料は園によって異なりますが、月額25,700円まで無償です。	保育課 電話 33-1451 教育総務課 電話 33-1687
幼稚園の預かり保育	幼稚園で、通常就園時間を延長して、在園児を預かるサービスです。公立では酒匂幼稚園と下中幼稚園で実施しています。 ■利用料は日額200円。私立は園ごとに異なります。	教育総務課 電話 33-1687
認可保育所	国が定める基準に適合し、県の認可を受けた施設です。保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない場合に、お子さんをお預かりします。公立5園、私立26園があります。 ■3歳から5歳までのお子さんの保育料は無償です。 ■0歳から2歳までのお子さんの保育料は、公立、私立ともに保育料月額0円～64,000円が世帯の所得とお子さんの年齢、人数により決まります。 ■延長保育には別途料金がかかります。	保育課 電話 33-1451
認定こども園	保育所と幼稚園の機能を有した施設です。市内には、私立2園があります。 ■幼稚部のお子さんの保育料は公立幼稚園、子ども子育て支援新制度に移行した私立幼稚園と同様です。 ■保育部のお子さんの保育料は認可保育所と同じです。	保育課 電話 33-1451
幼稚園・認定こども園の預かり保育	幼稚園・認定こども園で、通常就園時間を延長して、在園児を預かるサービスです。 ■利用料は園ごとに異なります。 ■保育の必要性があるおきさまは月額上限11,300円まで無償化の対象となります。	保育課 電話 33-1451
小規模保育事業	3歳児未満児童を対象とし、定員6人から19人の小規模な施設です。市の認可基準に適合した施設で、市内には13施設あります。 ■保育料は認可保育所と同じです。	保育課 電話 33-1451
企業主導型保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設です。空いた定員を地域枠として一般の方に開放することもあります。市内には5施設あります。 ■利用料や無償化の対象は各施設により異なります。	保育課 電話 33-1451
事業所内保育施設	企業や病院において、事業所の従業員のお子さんを預かる施設です。市の認可基準として実施している施設は、現在市内にはありません。 ■利用料や無償化の対象は各施設により異なります。	保育課 電話 33-1451

名称	事業の内容と利用料	問い合わせ先
その他の認可外保育施設	認可を受けていない保育施設等です。 ■利用料 は年齢や利用時間などにより各施設異なります。 ■保育 の必要がある0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さん（月額上限 42,000 円）と、3歳から5歳までのお子さん（月額上限 37,000 円）は無償化の対象となります。	保育課 電話 33-1451
一時預かり	家庭において一時的に保育を受けることができない場合に、保育所等において、お子さんをお預かりしています。市内 13 園で実施しています。 ■利用料 は園によって異なります。 ■利用料・無償化 は、その他の認可外保育施設と同じです。	保育課 電話 33-1451
ベビーシッター	保育者が、対象児童の家庭内で保育する事業です。	保育課 電話 33-1451
ファミリー・サポート・センター	地域住民による会員相互の支えあいの仕組みです。子どもの預かりサービスや、保育園・幼稚園・放課後児童クラブ・習い事などへの送迎、保護者のリフレッシュ等に利用できます。また、産前産後時の掃除・洗濯・買い物・調理などの家事支援と、沐浴等の手伝いもあります。 ■利用料等 30分あたり 350 円～450 円（その他おやつ代、交通費などがかかります。） ※ひとり親家庭等を対象に、利用料の一部補助を行っています。	子育て政策課 電話 33-1874 ファミリー・サポート・センター事務局 電話 070-1396-1537
児童発達支援	未就学の障がいのある子ども又はその可能性がある子どもを対象に、日常生活における基本的動作の指導や技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行います。市内には 10 施設あります。サービスを利用するには、療育の必要性について医師や支援機関等から意見を受けたうえで、市の障がい福祉課に申請して交付される受給者証が必要です。 ■利用料等 原則として 1 割負担（但し、非課税世帯の場合は、全額が公費で賄われます。） 満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校入学前までの 3 年間は無償です。 利用する児童が第 2 子以降の場合は、世帯の所得に応じて軽減措置があります。	子ども若者支援課 電話 46-6787 障がい福祉課 電話 33-1468
子育て支援センター	子育て中の親子が自由に遊べる「子育てひろば」の開催や、子育て相談、子育て情報の提供、子育てに関する講座等を実施しています。市内には、4 施設あります。	子育て政策課 電話 33-1874
地域子育てひろば	地域の民生委員児童委員協議会などが主体となって、未就園児の親子の交流や情報交換の場を、公民館など身近な場所で開設しています。市内 24 箇所で開催しています。	子育て政策課 電話 33-1874
産後ケア事業	助産師が母子の心身のケアや育児等のサポートを行い、安心して子育てができるよう支援を行います。 ■利用料等 利用コースに応じ負担額は異なります（3 時間コース 1,500 円、6 時間コース 5,400 円）。	子ども若者支援課 電話 46-7025
地域育児センター事業	市内 11 箇所の保育園で、育児相談や園開放、交流事業などを行っています。	保育課 電話 33-1451
こんにちは赤ちゃん事業	保健師等が、生後 4 か月までのお子さんがある全ての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や育児相談などを行います。	子ども若者支援課 電話 46-7025

名称	事業の内容と利用料	問い合わせ先
電子母子手帳アプリ おだわらっ子手帳 (母子モ)	妊娠から出産、育児までをサポートするスマートフォン用子育て支援アプリです。育児に関する情報や動画の提供のほか、お子さんの成長記録、予防接種の管理やお知らせ機能など、幅広くご利用いただけます。	子ども若者支援課 電話 46-7025
地域情報 SNS 「PIAZZA (ピアッザ)」	子育て中の親同士がつながり、子育て関連の情報交換ができるほか、地域の子育て支援施設や利用者が投稿したおすすめスポットを地図に蓄積できる「子育てマップ機能」を搭載しているスマートフォン用アプリです。どなたでも無料で利用できます。	子育て政策課 電話 33-1874
子育て世代包括支援センター「はっぴい」	安心して妊娠・出産・育児ができるよう、助産師や保健師等が妊娠・出産・子育てに関する相談に応じるなど、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。また、母子健康手帳の交付等も行っています。	子ども若者支援課 電話 46-7025
保育コンシェルジュ	保育の預け先など、保護者の相談等に応じ、保育サービスについて情報提供を行っています。	保育課 電話 33-1451
おだわら子ども若者教育支援センター 「はーもにい」	妊娠期から乳幼児期・学齢期・青壮年期における相談支援機能を集約した施設です。ライフステージに応じた切れ目のない相談支援を行うことに加え、障害児通園施設つくしんぼ教室、教育相談指導学級しろやま教室、中学校通級指導教室などがあります。	子ども若者支援課 電話 46-7112
病児・病後児保育	病児保育は、当面症状の急変はみられないものの、病気の回復期にはなく集団保育が困難な期間に、専用スペース等で一時的にお預かりするサービスです。 病後児保育は、病気からの回復期にはあるものの、集団保育が困難な期間に、専用スペース等で一時的にお預かりするサービスです。病気回復期かどうかは、医師の診断によっています。 市内には病児保育が3施設、病後児保育が2施設あります。 ■利用料等 1日2,000円	保育課 電話 33-1451
放課後児童クラブ	小学生を対象に、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、支援員等の下、児童の安全と健全育成を図るとともに、子どもの生活の場を提供するものです。市内24小学校の敷地内に開設しています。 ■利用料等 月額7,000円(その他おやつ代、傷害保険料などがかかります。)	教育総務課 電話 33-1731
放課後等デイサービス	支援を必要とする障がいのある就学児童(6歳~18歳)を対象に、放課後や休業日に、学校外での集団活動や子どもの状況に応じた発達支援を行う民間のサービスです。(小・中・高校生対象)事業所により、知育や運動、音楽など様々な個別療育プログラムを実施しています。 サービスを利用するには、療育の必要性について医師や支援機関等から意見を受けたうえで、市の障がい福祉課に申請して交付される受給者証が必要です。 ■利用料等 原則として1割負担(但し、非課税世帯の場合は、全額が公費で賄われます。) また、世帯の所得に応じて負担上限月額4,600円、9,300円、37,200円となります。	障がい福祉課 電話 33-1468